

# 平成29年度 体育施設開放要領

## 1 開放期間及び開放日

開放期間 平成29年6月1日～平成30年2月28日

開放日 上記期間内において、長期休業中及び金・土・日・祝祭日を除く平日で、学校運営上支障のない日について開放する。

## 2 開放時間・・・19：00～21：00

## 3 使用料・・・1時間540円（2団体同時使用の場合は半額）

## 4 開放施設及び運動競技

開放施設 体育館

運動競技 バレーボール、バドミントン

利用団体から他の競技等要望があった場合は、運営委員会で協議し決定する。

※ ただし、バスケットボールについては体育館の構造（床暖房設備）上の問題から不可とする。

使用限度 1団体につき、週1回の使用とする。

## 5 団体登録・・・ 利用を希望する団体は団体登録申請書（第1号様式）を校長に提出する。

校長は、申請団体に体育施設等を利用させることが適当と認めたときは、団体登録証（第2号様式）を申請団体に交付する。また、団体の管理指導員に、身分証明書の発行を行う。

## 6 利用許可申請・・・ 登録団体が体育施設等を利用しようとするときは、利用月の前月末までに体育施設等利用許可申請書（第4号様式）により校長に申請する。

校長は、利用内容（施設・日時等）を決定し、体育施設等利用許可書（第5号様式）を登録団体の責任者に交付する。

## 7 使用料の納入・・・ 利用許可を受けた登録団体が、体育施設等を利用しようとするときは、県立学校体育施設開放使用料納付書（第6号様式）により使用料（収入証紙貼付）を納入する。

## 8 利用条件等

- (1) 管理指導は、各登録団体の管理指導員が行う。なお、管理指導員が不在の場合は利用できないので、注意すること。管理指導員は鍵の取扱いに十分注意すること。
- (2) 登録団体の責任者は、利用者の指導監督に責任をもつこと。
- (3) 利用者の負傷に対しては、当該登録団体が責任をもって適切な処置をすること。
- (4) 体育施設及び器具等をき損又は汚損した場合は、当該登録団体が責任をもって速やかに原形に復すること。
- (5) 火気の取扱いについては、特に留意し、利用者の責めに帰すべき事由により生じた火災の損害については、当該利用団体が責任を負うこと。
- (6) トイレの使用については、体育館内1か所(身障者用トイレ)のみ使用可とし、運動場のトイレは使用不可とする。
- (7) 利用後は、下表のとおり利用した体育施設等の整理整頓及び清掃を行うこと。
- (8) 上記の利用条件に反する利用をしていることが判明した団体は、利用を中止する場合も有り得る。

### 終了時間内に終わらせておくこと

- ① 使用した器具の後片付け
- ② 床のモップがけ
- ③ 消灯(照明電源を切る)
- ④ 体育館入り口及び正門の施錠

※ 校内は**敷地内禁煙**となっています。  
御協力をお願いします。

以上の点を、管理指導員の方は確認後お帰りください。